

災害対策の標準化に係る中間整理(案)

1. これまでの議論の経過及び本中間整理案について

国、地方公共団体、民間企業等の多様な主体が活動する災害時において、各機関の連携が円滑に行われるとともに、全体として効率的な活動が行われ、災害の種類や大小にかかわらず対応できるよう、災害対策の標準化を推進する必要がある。

このため、これまで本ワーキンググループにおいては、平成26年に発生した広島土砂災害、御嶽山噴火や豪雪等の過去の実災害経験における教訓等を踏まえつつ、極めて広範な分野にわたるもののうち、ターゲットを明確にして、海外における先進的な取組や地方公共団体における災害対応体制の構築等の事例を参照しつつ、議論を重ねてきた。

これらの結果として、①警察・消防・自衛隊等の実動組織間の合同調整所の設置、②都道府県による人的被害者数の一元的な集約等について、平成27年7月に防災基本計画の所要の修正を行うなど、一定の成果を挙げてきたところである。

一方、その間、我が国では災害が各地で頻発しており、特に本年4月に発生した熊本地震においても、その対応検証の中で災害対応業務の標準化の必要性が指摘されており、着実に検討を深化していくことが喫緊の課題である。

このため、本中間整理において、標準化すべき項目及び現状を整理するとともに、特に優先して検討に着手すべき項目を抽出することで、本ワーキンググループの枠組みにおいて所要の検討を進めることとする。

2. 標準化すべき項目及び対応状況について

標準化すべき項目については、主体(国、地方公共団体、民間企業等)、時間軸(事前の災害予防、発災後の応急対応等)の観点から、極めて広範な分野にわたるものである。

本ワーキンググループでは、第1回において、一連の項目を提示し、1.に前述のとおりターゲットを絞って議論を重ねてきたところ、本ワーキンググループ以外の検討会等における議論を踏まえると、現在の対応状況及び今後の方向性については以下のとおりである(一覧については別紙1を参照)。

(1)災害時等における業務実施・継続に関する事項

①業務実施・継続計画の作成

種々の災害対策検討の前提となる災害リスクの分析・評価として、すでに見直し済みである南海トラフ地震(平成25年3月)、首都直下地震(平成25年12月)に加え、現在、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、平成28年度中を目途に見直し中である。

業務継続計画については、中央省庁、地方公共団体、企業の主体ごとに、それぞれ取組が進められている。

特に、地方公共団体に関しては、小規模市町村にも配慮した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を作成(平成27年5月)するなど、業務継続計画の作成を支援しているほか、人的・物的支援を前提とした受入体制(受援体制)の構築と併せた事前の準備を促すための検討を進めている((2)③参照)。

②個人、家庭等住民レベルにおける業務実施継続的アプローチ

自助・共助・公助のバランスを取った災害対策の推進を図るためには、住民レベルにおける防災力向上は極めて重要であり、これまで国、地方公共団体等により、様々な普及啓発活動を実施してきた。

このような継続的な取組に加え、平成28年度には、無作為抽出された住民により、防災に関する「住民協議会」を開催するなど、住民レベルの意識向上に資する取組を進めており、各地域において、当該手法を含めた住民参画の「実践の場」を活用するための方策について、取りまとめる予定である。

(2)災害対応業務に関する事項

①災害対応業務プログラム

発災時、各主体が活動する際の標準的な業務処理手順については、②に記載する多様な主体の連携による情報共有の枠組みづくりの上で、組織・運営体制の構築とともに、今後、中長期的な課題として検討することとする。

②対応要領

災害発生時には、迅速な情報収集による被害状況の把握の上、的確な組織・運営体制の構築により、被災地の状況に応じた対応が極めて重要である。

特に、国、地方公共団体はもちろん、民間企業等がそれぞれ有する情報を共有・活用することが効果的であり、そのための仕組みづくりに取り組む必要がある。

③組織間連携

国の実動組織間の連携については、平成25年度、関係省庁で構成される「ICS実動省庁WG」を設置しており、これまで、現地における合同調整所の位置付け等に関する防災基本計画への明確化等を実施している。

また、大規模災害時には、地方公共団体が各機関との相互連携の下、応援の

受入を前提とした人的・物的支援の受入体制(受援体制)構築が不可欠であるため、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」における検討を踏まえ、地方公共団体が事前の受援体制検討に当たって参考となるガイドライン等を作成する予定である(平成28年度中)。

(3) マネジメントに関する事項

① 管理評価改善推進組織、改善計画の作成、推進

(1)及び(2)に掲げる事項については、組織のトップの関与の下、PDCAサイクルに基づく管理・評価・改善するための組織の整備及び計画の作成等が重要であり、各項目の推進が一定程度進んだ段階で検討することとする。

② 研修・教育、訓練推進、防災専門家の養成

国や地方公共団体において、自然災害に迅速・的確に対応できる人材や国と地方のネットワークを形成できる人材の育成を図ることが重要である。このため、平成25年度より、「防災スペシャリスト養成研修」を実施するとともに、その研修カリキュラムの不断の見直し、研修の充実を図っている。

3. 特に優先して検討に着手すべき項目について

2. (2)②のとおり、国と地方公共団体及び民間企業等の連携による情報の共有及び利活用は、各主体における災害対応に資する極めて重要な課題である一方で、明確なルール等はなく、これまでの災害時には、十分に役割を発揮しているとは言いがたい状況である。

このため、本ワーキンググループに新たに検討チームを設置し、まずは国・地方公共団体及び民間企業等における実態やニーズの把握・分析に着手しつつ、検討の加速・深化を速やかに図るべきである(別紙2を参照)。

4. 今後の方向性について

2. において整理された事項については、3. の優先検討項目とともに、着実にその検討を進め、必要に応じ、本ワーキンググループにおいて議論を行うこととする。そして、これらを進めた上で、中長期的な課題として挙げられている項目について取り組んでいくこととし、可能な事項から着実に標準化を進めていくこととする。その際、地方公共団体の業務の標準化の検討に当たっては、対象となる地方公共団体の規模を考慮することとする。

以上